

保育所等利用調整基準指数表

氏 名

基本指数（父・母それぞれ何れか1つに該当）

第1希望園

保育の必要性の認定区分		父母（保護者）の状況				基準指数	父	母	
1	就労等 (月48時間以上)	家庭外労働	外勤	週5日以上又は 月20日以上勤務 1日の就労時間数 (実働時間)	7.5時間以上の就労	10			
					7時間以上7.5時間未満	9			
					6.5時間以上7時間未満	8			
					6時間以上6.5時間未満	7			
				上記以外 月の就労時間数 (実働時間)	100時間以上120時間未満	6			
					80時間以上100時間未満	5			
					60時間以上80時間未満	4			
					60時間未満	3			
		自営業・農業 (自宅外、自宅外に準ず る自宅内)	事業主	10					
			専従者	8					
			協力者	6					
		家庭内労働	内職	月120時間以上の就労	6				
				月120時間未満の就労	4				
			自営業・農業 (自宅内)	事業主	9				
専従者	7								
協力者	5								
2	妊娠・出産		産前8週・産後8週の期間				10		
3	疾病・障がい	疾病	1ヶ月以上の入院若しくは常時寝たきりの状態		10				
			上記以外で常時保育が困難な状態		4				
	障がい	重度の障がい（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳A又は同程度）		10					
		中度の障がい（身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B又は同程度）		6					
		上記以外で常時保育が困難な状態		4					
4	介護・看護	常時介護・看護が必要な旨記載された診断書による同居の親族(長期間入院をしている親族を含む)				10			
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている				10			
6	求職活動	継続的に求職活動を行っている（起業準備を含む）				3			
7	就学	職業訓練校・大学・専門学校などへ通学している				8			
8	その他	児童虐待	児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがある			10			
		DV	配偶者からの暴力により保育が困難			10			
		育児休暇	既に保育を利用している子の継続利用が必要			10			
9	上記の理由の他、明らかに保育ができないと市長が認める場合に該当				10				
					基本指数	A+B	小計	A	B

(令和2年9月改正)

区 分	世 帯 ・ 児 童 の 状 況		基 準 指 数	調 整 指 数
優先利用事項 ※法律や国の通知等により優先利用の対象として示された事項	ひとり親世帯	同居の祖父母無し	17	
		同居の祖父母有り	17	
	虐待・DVなど社会的保護が必要		15	
	生活中心者の失業		5	
	申込み児童が障がい児		5	
	きょうだいが在園する保育園等に申込みする場合（求職中の場合は適用しない） （さくら保育園から米沢幼稚園、あゆみ園から吾妻保育園または興道南部保育園の場合を含む）		5	
	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）		5	
	乳児園、小規模保育事業などの卒園児		2	
	育児休業の延長ができない場合等（自営業も含む）		2	
	同一世帯で18歳以下の兄弟から数えて3人目以降の児童		2	
市調整事項	父母の勤務地が米沢市、南陽市、高畠町、川西町以外 （父母それぞれで加算）	父親	1	
		母親	1	
	父母が昼夜交代制勤務あり （父母それぞれで加算）	父親	1	
		母親	1	
	父母が単身赴任をしている （父母それぞれで加算）	父親	1	
		母親	1	
	保育士・保育教諭として市内の保育所等に勤務する場合		5	
	きょうだい同時に申込みする場合		5	
	きょうだいに障がい児がいる世帯		2	
	18歳以下の子どもが3人以上いる世帯		2	
	要介護者が同居している世帯		1	
	同居の祖父母がいない世帯 （祖父・祖母それぞれで加算）	祖父	1	
		祖母	1	
	祖父母が置賜3市5町以外に居住している世帯 （父方祖父母・母方祖父母それぞれで加算）	父方祖父母	1	
		母方祖父母	1	
	同居又は市内に住む別居の65歳未満の祖母が未就労 （父方祖母・母方祖母それぞれで減算）	父方祖母	-1	
		母方祖母	-1	
	申込児童以外の未就学児を保育所・幼稚園等に預けていない世帯		-1	
	母親の里帰り出産、入院等のやむを得ない理由で一時的に退所した児童		5	
	専門機関から集団保育が必要と判断された児童		4	
保育料の滞納が6か月以上ある世帯		-5		
その他、申込み児童について特に配慮が必要な場合（+1～+10） ※利用調整判定会議で決定				
指数合計が並んだ場合に考慮する事項			調整指数計	C

項 目
残業や通勤時間を含めた拘束時間の長短
保育の協力者（同じ市内に居住する祖父母等）の有無
養育する小学生以下の子どもの数
勤務時間内において拘束性に比較的柔軟性があると判断されるもの

基本指数 (A+B)	
調整指数 (C)	
合 計 (A+B+C)	

